

地縁団体 認可申請の手引き

瑞穂市企画部市民協働安全課

平成24年3月
(平成30年4月1日改正)

地縁による団体の認可について

自治会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ(第260の2)、市長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

1. 認可制度について:自治会等の名義で不動産登記ができます。

これまで自治会は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」と位置づけられており、団体名義での不動産の登記等ができませんでした。

しかし、自治会では集会施設などの不動産等を保有している場合が多く、団体名義で不動産を登記できないため、会長名義や当時の役員の共有名義で登記を行っているようです。ところが、このような個人名義の場合、名義人が転居や死亡などにより自治会員でなくなった場合、名義の変更や相続の問題が生じてしまいます。

このような問題に対応するため、平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会が、市長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する「法人格」が認められるようになりました。認可された団体を「認可を受けた地縁による団体(略称:地縁団体)」といいます。

自治会が法人格を得ることによって、不動産等を団体名義での登記等を可能として、これまでの名義人の変更や相続の問題等を解消することができます。

2. 対象団体について:申請できる地縁による団体とは?

この制度は、不動産等の財産の保有、あるいは保有を予定している団体で、一定の区域に住所を有する「地縁(つながり)」に基づいて形成された団体(地縁による団体)で、いわゆる自治会・町内会などを対象にしています。

そのため次のような団体は対象となりません。

- 特定の目的だけを行う団体
(同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など)
- 構成員に対して、住所以外の特定の条件を要する団体
(老人会や子ども会(年齢制限)、婦人会(性別の制限)など)
- 不動産等の権利を保有する予定がない団体
(認可の目的は、不動産等の財産保有上の制限を除くことにあるため、保有または保有の予定があることが認可の前提となります)

3. 認可要件について:自治会が法人格を得るためには？

自治会が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

認可を受けるためには、次の4つの要件をすべて満たしている必要があります。

(地方自治法第260条の2第2項)

1. 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているといると認められること。

地域的な共同活動とは、清掃美化活動や集会施設の管理や親睦事業など一般的な自治会活動のことです。現にその活動を行っているといと認められること。

2. 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

河川や・道路等で区域が画されているなど、容易に自治会の区域がわかる状態であること、という意味です。
他の自治会の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

3. 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。相当数とは、概ねその区域の住民の過半数が構成員となっていること。

4. 規約を定めていること

規約には、①目的 ②名称 ③区域 ④主な事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項が定められていること。

4. 認可申請の事前準備

まずは、認可申請をすることについて、自治会の中でよく話し合いをしてください。

地縁団体の認可を受けるためには、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を行う必要があります。

また、それ以外にも、申請に必要となる下記の重要事項を総会にて決定しておくことも必要です。(詳細については、市企画部市民協働安全課にご相談下さい。)

(1) 規約の決定

規約には次の事項を定めていなければなりません。規約の記載例を基に作成して下さい。

総会を開催する前に、規約の改正案について市企画部市民協働安全課と相談して下さい。

目的

良好な地域社会の維持形成に資することを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容を出来るだけ具体的に定めて下さい。

名称

特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないように注意して下さい。

区域

区域は、住民にとって容易に特定できる必要があります。

字名、地番、住居表示番号で表示して下さい。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。(他の自治会等と区域が重なる場合は、注意が必要です。)

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付して下さい。

事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く。」とすることもできますが、告示事項であるため、会長の交代ごとに告示事項変更届を提出する必要があります。

構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有する個人は全て構成員となれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことが出来ない旨を必ず記載しなければなりません。

代表者に関する事項

代表の選出方法、任期、職務等を規定します。

会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

資産に関する事項

保育資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。

単位自治会の規約(例)

会員の新たな転入者のためにも、その設置目的や運営方法を明らかにし、開かれた活動を行うため、一般的には規約が設けられます。これを参考にいただき、地域の状況に応じ、活性化が図られるよう工夫しましょう。

なお、規約を新しくしたり、改正する場合は総会を開催します。

〇〇自治会(単位自治会)規約

第1条 本会は、〇〇自治会と称し、事務所を瑞穂市〇〇番地(〇〇公民館)に置く。

第2条 本会は、〇〇自治会の住民相互の連絡、環境の整備、公民館の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

第3条 本会は、〇〇地域内の住民をもって組織する。

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 地域内住民の親睦に関すること。
- (2) 広報資料の配布とその周知徹底に関すること。
- (3) 交通安全に関すること。
- (4) 共同財産の管理及び共同負担に関すること。
- (5) 地域内住民の生活向上に資する各種事業の計画実施に関すること。
- (6) その他地域内の発展及び市政への協力に関すること。

第5条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 若干名
- (6) 顧問 若干名
- (7) 委員(班長・組長)若干名

第6条 役員は、互選により定め、その任期は〇年とする。ただし、再任をさまたげない。ただし、補欠により選任せられた役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

書記は庶務を、会計は財産の管理及び金銭収支を担当する。

監事は、財産の状況又は事務の執行状況を監査する。

委員(班長・組長)は、班又は組を代表して会議に出席し、地域内住民との連絡に当たる。

第8条 定期総会は毎年〇月に、臨時総会及び役員会は必要の都度、会長がこれを召集する。

2 会議は、会長が招集し、過半数の出席により成立し、議事は多数決によって決する。

第9条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員の代表人として表決を委任することができる。この場合において、前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の変更に関すること。
- (2) 重要な事業計画及びその実施方法に関すること。
- (3) 予算及び会費に関すること。
- (4) 財産の処分に関すること。
- (5) 地域内の自治活動の推進、課題の検討又は市行政若しくは関係団体との連携強化に

関すること。

(6) その他会長が必要と認める事項

第11条 軽易な事項については、役員会において協議決定することができる。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の収支決算は、監事の監査を受けたうえ、総会に報告しなければならない。

第14条 本会は、次の帳簿を備えて必要事項を記載しなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会費徴収簿
- (5) 規約規程綴
- (6) 会議録
- (7) 予算決算綴
- (8) その他

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(2) 構成員の決定

認可申請には構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数のものが構成員となっているかを判断します。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

(4) 不動産の確定

保有または保有予定の資産を確定します。なお、認可申請には保有資産目録(又は保有予定資産目録)の添付が必要です。

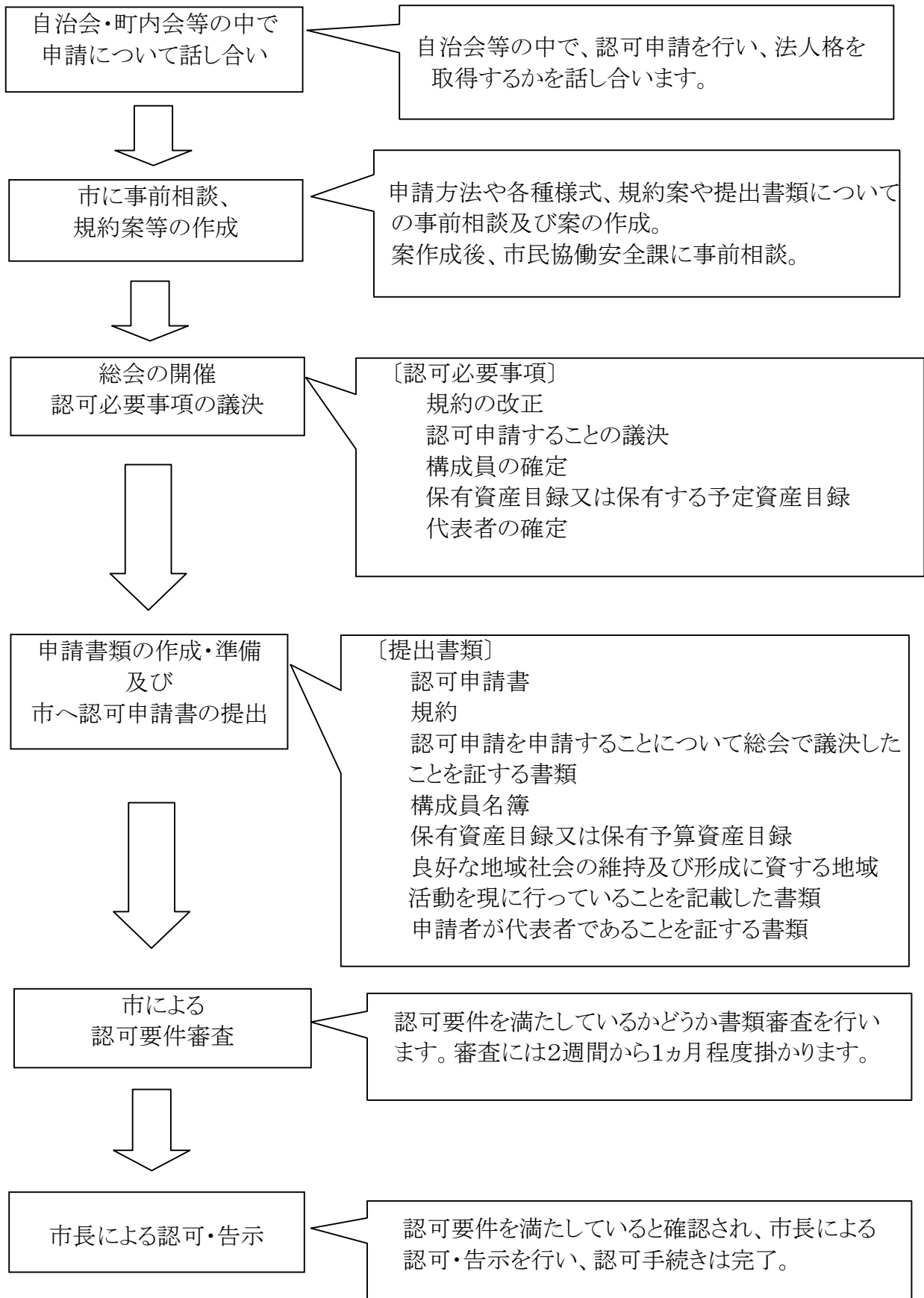
5. 認可申請の手続き

実際の申請にあたっては、次の書類を市企画部市民協働安全課に提出して下さい。

- (1) 認可申請書
- (2) 規約
- (3) 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類
総会での議決が必要となるため、総会議事録の写し
(議長及び議事録署名人の署名・捺印のあるもの)
- (4) 構成員の名簿
認可申請する地縁団体に加入している世帯構成員を含めた自治会構成員の名前、住所を記載したもの全員の住所・氏名が記載されている。
- (5) 保有資産目録または保有予定資産目録
登記簿謄本や売買契約等の添付は特に必要ありません。
申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては、保有財産目録、将来に保有することを予定している団体にあつては保有予定目録。
- (6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類
事業報告書・決算書・事業計画・予算書など
- (7) 申請者が代表者であることを証する書類
議事録(申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録)の写しで議長及び議事録署名人の署名・捺印のあるもの
代表者に決定された者の承諾書で本人の署名・捺印のあるもの
- (8) 地域を示した図面

6. 認可申請手続きの流れ

認可申請書類が整いましたら、市役所企画部市民協働安全課へ提出して下さい。



7. 認可後の手続き等について

(1) 法人登記

地縁団体の法人登記は、瑞穂市長による告示によってこれにかえることとなります。
法務局への法人登記は必要ありません。

(2) 認可地縁団体証明書の発行

認可事務が完了すると地縁団体台帳を市で作成します。自治会等が不動産登記申告書を行う際にこれらの写しによる証明書が必要となります。

- 地縁団体台帳証明書の交付請求に必要なもの

- ・請求は会長本人でなくてもできます。
- ・申請書
- ・認印を持参して下さい。
- ・市民協働安全課にて発行しますので、窓口までお越し下さい。

(3) 認可地縁団体としての印鑑登録

不動産登記等に必要な地縁団体の印鑑登録を行うことができます。手続きについては市民協働安全課で受け付けます。

- 地縁団体印鑑登録に必要なもの

- ・申請書
- ・登録する団体印を持参して下さい。

- 地縁団体印鑑登録証明書の交付請求に必要なもの

- ・申請書
- ・認印を持参して下さい。
- ・市民協働安全課にて発行しますので、窓口までお越し下さい。

(4) 規約や告示された事項に変更があった場合

認可後、規約や告示された事項を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、変更された事項や規約の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

- 規約が変更した場合は次の書類を提出して下さい。

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

- 告示された事項が変更した場合は次の書類を提出して下さい。

- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

※ 市で告示する事項

- ① 団体名 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名住所等

(5) 認可地縁団体にかかる税金について

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	申請により減免措置 ※	法人税割額、均等割額ともに課税
	固定資産税	申請により減免措置 ※	固定資産税評価額で課税
県税	法人県民税	申請により減免措置 ※	法人税割額、均等割額ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置 ※	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

※ ただし、減免の対象や申請方法等の詳細については、下記の所轄機関にお問い合わせください。

■ 手続きの窓口

【地縁による団体の認可】	
市役所市民協働安全課	電話: (058) 327-4130
【認可地縁団体の印鑑登録・証明】	
市役所市民協働安全課	電話: (058) 327-4130
【不動産登記等】	
岐阜地方法務局	電話: (058) 245-3181(代)
【認可地縁団体の課税・課税免除・減免】	
法人市民税・固定資産税: 市役所税務課	電話: (058) 327-4112
法人県民税: 岐阜県税事務所	電話: (058) 214-6874
不動産取得税: 岐阜県税事務所	電話: (058) 214-6914
法人税・岐阜北税務署	電話: (058) 262-6131

(6) 認可を受けた場合の注意事項等

正当な理由がない限りその区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。

民主的な運営のもとに、自主的に活動するものとして、構成員に対して不当な差別的取り扱いをしてはいけません。

特定の政党のために利用、活動してはいけません。

認可を受けた地縁団体が、認可要件 のいずれかを欠くことになったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その許可を取り消されることになります。